民生委員・児童委員功労者に対する感謝状等贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会奉仕の精神をもって保護指導に当り、地域社会の福祉増進に貢献した民生委員・児童委員に対し、その労をねぎらい感謝の意をあらわすために行う市長の感謝状等の贈呈に必要な事項を定めることを目的とする。

(贈呈対象者)

- 第2条 感謝状等の贈呈対象者は、函館市民生委員・児童委員で次の各号 のいずれかに該当した者とする。
 - (1) 6年以上民生委員・児童委員の職にあった者で、その任期が満了し、またはその委嘱を解かれた者に対して感謝状を贈呈ただし、一斉改選により引き続き委嘱を受けた者および民生委員法第11条の規定によりその職を解かれた者を除く
 - (2) 贈呈時において、民生委員・児童委員の職を10年以上、20年以上、30年以上務めた者で、功労顕著な者に対して感謝状および記念品を贈呈
 - (3) 民生委員・児童委員の職にあり死亡した者に対して感謝状を贈呈

(贈呈の時期)

第3条 感謝状贈呈の時期は、民生委員・児童委員の任期が満了したとき、 委員の委嘱が解かれたとき、死亡したとき、または、函館市民生委員・ 児童委員大会の開催時とする。

附則

- この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。